

【業務委託契約書】

_____を甲とし、_____を乙として、甲の業務の委託に関して、次の通り契約を締結する。

本契約に定めのない事項又は本契約の内容等に疑義が生じた場合には、その都度、民法をはじめとする法令等を踏まえ、誠意をもって甲乙協議の上、取り決めるものとする。

(委託業務)

第 1 条 甲は、乙に_____に関する業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託し、本件業務の目的を理解して誠実に業務を遂行する。

(契約期間)

第 2 条 甲が本件業務を乙に委託する期間は令和 年 月 日 から 令和 年 月 _____日までとする。

(契約の解除)

第 3 条 本契約の当事者の一方は、本契約期間中であっても、相手方が本契約に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、本契約期間中であっても、乙が本件業務を実施することが困難であると認めたときは、本契約を解除することができる。ただし、乙が要した費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(報酬等)

第 4 条 本件業務に関する報酬額は、_____円とする。なお、発注書に定める報酬額が本契約書に定める報酬額より高い場合は、発注書の定めによるものとする。

2 交通費、通信費等諸経費の取扱いについては、甲乙協議の上、決定する。

(報酬の支払方法)

第 5 条 甲は、乙から各月末日までに提出を受けた請求書に関し、各月分の報酬額を乙指定の銀行口座に_____日までに振り込むことで支払う。なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

(契約条件の変更)

第 6 条 本契約の当事者の一方は、委託業務の内容、実施方法等契約条件の変更を行う必要があると判断した場合は、甲乙協議の上、変更することができる。この場合、委託業務の内容、実施方法、報酬等について甲乙協議の上、新たに契約を締結し直すものとする。

2 甲は、前項により契約条件を変更する場合は、乙と協議の上、従前の契約に基づき乙が実施した業務の進捗状況に応じて、それまでの報酬を支払うものとする。

(補修及び損害賠償)

第 7 条 甲は、成果物が一定の納品水準に達していないと判断した場合は、乙にその補修を求めることができる。

2 甲又は乙の責めに帰すべき事由により契約書に定めた内容が守られず、甲又は乙が重大な損害を受けた場合は、直接かつ現実を受けた通常損害の範囲内において、相手方に損害賠償を請求できるものとする。

3 本条に基づく損害賠償の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(第三者委託)

第 8 条 乙は、本件業務の全部又は一部について第三者に委託する必要があると判断した場合は、甲と協議の上、第三者に委託することができる。

(秘密保持)

第 9 条 甲は、乙に関する個人情報を取り扱うに当たっては、乙の同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱うものとする。

2 乙は、本件業務の履行に当たって知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、当該個人情報を適切に管理するものとする。

(法令の遵守)

第 10 条 甲及び乙は、本契約に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

この契約の成立の証として、本契約書を 2 通作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所：
社名：
代表者名： _____ 印

乙 住所：
屋号：
氏名： _____ 印